

## 一般社団法人全国日本学士会職員退職金支給規程

平成26年3月14日 理事会承認

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国日本学士会職員給与規程第13条の規定に基づき、職員の退職金に関し、必要な事項を定める。

### (退職金の支給)

第2条 退職金は、職員が1年以上在職し、次の各号の一に該当する場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

ただし、採用の年から起算して退職するまでの勤続期間が、15年未満かつ一般社団法人移行の後の期間が10年に満たない者には支給しない。

①疾病のため辞職した場合

②在職中死亡した場合

③この法人の解散その他業務上の都合により解雇された場合

④自己の都合により円満退職した場合

⑤定年

2. 前項にかかわらず、次の者には支給しない。

①臨時に期間を定めて雇い入れた者

②パートタイマー

③嘱託職員

3 職員懲戒規程第4条に基づく懲戒解雇の処分により解雇された者には、退職金を支給しない。

### (退職金の算出)

第3条 退職金は、退職時における本俸（職員が役員を兼ね、役職手当が支給されている場合は、役職手当を加算した額）に、勤続期間に応じ、別表に定める勤続期間に応じた支給率を乗じて得た額とする。

### (勤続期間の計算)

第4条 退職金の算定の基礎とする勤続期間は、この法人の職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間を通算する。

### (退職金の支払)

第5条 退職金は、退職の日から1ヵ月以内に支給するものとする。ただし、本会の財務状況等、止むを得ない事情により、その支払いが遅延する場合、または全額支払いが困難な場合には、本人と協議の上、決定するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議を経なければならない。

## 附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 退職金規定（昭和58年4月1日実施）は、廃止する。

## 第3条関係

「別表」

勤続年数	支給率
15	13
16	14
17	15
18	16
19	17
20	18
21	19
22	20
23	21
24	22
25	23

- (1) 勤続年数が25年を超えるときは、一年について、1.0を加算する
- (2) 勤続期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。